

口手業至側

會社ハ絶對濠歩ノ余地ナシト稱シ態度吹々強硬ニレテ一方組
令ノ働マカケラ所止シツ、アリ

た及申(通)服信也

歎 額 書

- 一 最底賃銀五月より一ヶ月に於てシテ及シ
- 一 盜難重三年取扱夫ハ會社ニシテ負担ニシテ及シ
- 一 公休日ニリシメ給ムラレ度シ
- 一 製紙部帽ヲ支給シラヌ給ムラレタシ
- 一 公傷手函ヲ親知會社アリ又取テモシ及シ
- 一 傷手金ニ解子ヲ附ムラレシ度シ
- 一 運搬手函ヲ附シラレタシ
- 一 右 稟 長 也

昭和三年三月一日

鈴木 齊三
山崎 三郎
山崎 之
山崎 吉
山崎 光
山崎 道治

不知運輸株式会社
小倉 幸 氏 様 宛

嘆 力 取 書

- 一 取扱金令ラ取扱セラシムト相ハ修補過リ他ノ者ハ之本ニ取扱ラモシテ及シ
- 一 運搬重手函取扱夫ハ會社ニシテ負担ニシテ及シ